

戦国大名武田氏の貫高制と軍役

湯本, 軍一 / YUMOTO, Gunichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

34

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1977-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010954>

戦国大名武田氏の貫高制と軍役

湯 本 軍 一

はじめに

貫高制の問題は、近年、戦国大名の権力構造やその歴史的性格を特質づけるものとして重要視されている。

貫高制の研究には早くは中村吉治氏があり、また永原慶二氏や宮川満氏、村田修三、藤木久志氏等による豊かな蓄積がある。⁽¹⁾一方、貫高制は検地の問題とも不可分な関係にあるが、こうした面からの研究には高島緑雄・佐脇榮智・村上直氏等がある。⁽²⁾しかし最近、注目されているのが有光友学・勝俣鎮夫氏等による、検地増分を加地子として把握し、統一政権への連統面を追求しようとする研究方向である。⁽³⁾

とはいえ、貫高制の問題については現在でも未解決な点が多いが、一応今日の到達点として共通に理解されることは、貫高制を戦国大名の知行制における「軍役を中心とする役高」とみる点である。すなわち、貫高制と軍役の関係という問題になるわけであるが、管見では、こうした点を一歩押し進める形で、両者の関係を具体的に追求した研究は少ない。換言すれば、戦国大名の権力

編成という視点から、貫高制の問題を軍役との関係において、もっと個別・実態的に研究する必要があると思われる。

小稿の目的はこうした意図に基づくものであって、素材としては、典型的な戦国大名の一人である武田氏をとり上げたい。なお素材の選定にあたっては、勝俣鎮夫氏の最近の労作「戦国大名検地に関する一考察」(―恵林寺領『検地帳』の分析―)⁽⁴⁾に触発された点が多い。

さて、従来、武田氏の貫高制と軍役については、その貫高の内容が明確にされないままに論じられてきたこと、また、貫高と軍役の関係把握が静態的であって発展段階的に追求されていなかった。そこで本稿は、こうした点に留意して、次のように叙述を進めたい。まず史料の上に現われる貫高表示を網羅的に検出して、これを類型的に把握すること、次にこうした貫高制が、武田氏の領国制の如何なる時期に、如何にして軍役体系の中に位置づけられていったのか考えてみたい。

史料としては、『^{新編}甲州古文書』と『信濃史料』収録のものを使用したい。前者は、武田氏領国支配の最も貫徹した甲斐を対象

とする史料集であり、後者は、早い時期に武田氏に征服され、その領国として確定した信濃を対象としている。したがって筆者の能力を別とすれば、両者を検討の範囲とすることにより、史料的には大方、本稿の課題に迫り得るのではないかと思う。

一

まず最初に、武田氏関係の発給文書、主として所領宛行状・同安堵状・寺社領寄進状・軍役状等を中心とする、貫高表示の用例を、『甲州古文書』・『信濃史料』の中から網羅的に検出してみた。その結果、貫高を表示する用語はいくつか見出されるが、それらの中から、主なものを意味内容の上から類型的に整理すると、次のようになる。

- (A) 高辻・上司・上務
- (B) 定納・定所務

以下、これらについて逐一代表的な史料をあげ、その用法や意味内容を確認していきたい。

〔高辻〕

其元御恩地五拾貫文之高辻ニ而、當年拾壹貫八百所務之由候、彼内之増分貳百五拾貫有之由候、軍役衆之事候之間、土庫右衛門尉忠土右へ令申理、可有所務者也
(天正八年)

辰 霜月廿三日

大瀧和泉守殿

跡 越 朱印

この五〇貫文の高辻というのは、当年の所務一貫八〇〇文に對置して考えられる性質のもので、諸控除を差し引かれる以前

戦国大名武田氏の貫高制と軍役（湯本）

の、貫高の総計を示している。すなわち、諸控除分を差し引かれた、当年の所務貫高が一貫八〇〇文であるのに対し、高辻五〇貫文とは、高付けされた恩地の総貫高である。つまり、大滝氏の恩地の所領貫高(5)ということになろう。

高辻の意味が右の如くであることは、次の例からも明らかである。天正五年八月七日付の原半左衛門尉殿同心衆宛、武田勝頼の知行宛行いには、「合四拾五貫百文高辻、此内八貫四拾文四分引、(7)残而貳拾七貫六拾文相渡分」とある。四五貫一〇〇文の高辻というのは宛行われた知行の貫高であり、八貫四〇文（四分引）は控除分であり、二七貫六〇文が先述の所務貫高に相当する。以上のように、高辻貫高というのは諸差引分を包含した、その土地・所領についての基本となるべき貫高である。

〔上司〕

上司、三拾六貫文

丁丑定納、合拾壹貫四百文

一長柄 実共ニ三間、木柄殿、打柄殿 宅本
五寸朱してあるへし

以上

右如此道具有帶來、可被軍役、重而被逐御糺明、以御印判可被定旨被仰出候者也

天正六年 寅

八月廿三日

勝善寺

今井新左衛門尉（黒印）
武藤三河守（黒印）
右の文書について、勝侯鎮夫氏は、「上司何貫文」は定納の貫高に對置されるもので、武田氏が把握した地頭（この場合勝善寺）

の所領の貫高であろうと推測されている。氏のこの鋭い指摘は、後述する軍役問題ともかわり、重要な意義をもっている。私も後述したいが、上司貫高に対する氏の推測は全く正しいと思う。

ところで上司貫高の用例は比較的少なく、天正年間、武田氏の末期になって現われてくる。その一つは、島津泰忠が天正六年七月二十七日付で、武田勝頼へ差し出した知行注文の中に、「上司百貫文 島津領内 西尾張部 右之定納百仁徳斗」とある。右の例に限らず、上司貫高は一般に定納貫高に對置して用いられている。さて、武田氏の支配領域においては、管見では、甲・信を問わず一貫文が概一石であり、一俵は二斗入れと定められている。そこで、先の定納一〇二俵一斗を貫高に換算すると、二〇貫五〇〇文となる。つまり、上司一〇〇貫文に対して、定納は二〇貫五〇〇文である。この上司貫高は、明らかに先述の高辻貫高に相当するものであり、西尾張部（長野市）における島津氏の所領貫高ということになる。なお、島津氏の上司貫高の合計（本領・新恩共）八七五貫文は、永禄十一年十月二日付の武田信玄安堵状に記された貫高の合計とも一致する。このように上司貫高は、高辻貫高と全く同様に、その土地・所領の基本的な貫高となるものであり、両者は同一実態を意味している。再言すれば、上司八七五貫文こそ島津氏の全所領の「所領貫高」ということになる。

しかし、莊園体制下において下司に對置すべき上司という言葉が、右のように、戦国期を特徴づける貫高制に使用されることの意義・経緯については、私は、ここで説明する準備はないので、問題点として残したい。

〔上務〕

天正十年七月二十四日付の小田切四郎太郎宛上杉景勝宛行状に、「任望之旨、（小縣郡）塩田郷之内下郷・中野・本郷三ヶ村之内、上務千五百貫文所、出置者也⁽¹²⁾」とある。塩田地方は村上氏の没落以後、武田支配の確定したところである。しかも、この時は武田権力の崩壊からわずか数ヶ月後のことであるから、上務何貫文という使い方は、明らかに武田氏時代のものを踏襲したと考えてよい。なお、同年八月二十日の中島刑部左衛門宛の小笠原貞慶宛行状には、「泉之内上司、四拾五貫文之所出置候、（原部）（下略）」⁽¹³⁾とあるが、この上司も先述の武田方式を踏襲したものであり、上司と上務が同じ意味に使われている。

以上のように、用例は少ないが、上務貫高も上司貫高と同じ意味に使われており、所領の基本的貫高を表わしている。

〔定納〕

定納貫高の用例は、管見では、天文二十一年九月二十八日付の諏訪来迎寺宛長坂虎房寄進状「来迎寺々領定納八貫五百文之所⁽¹⁴⁾（下略）」が早い方である。しかし、天文・永禄頃の定納貫高は、主として寺社領の寄進状等に用いられた場合が多い。

定納貫高が、寺社領への寄進という特殊な用法から、上司貫高に對置され、軍役高との関係で使用されるようになるのは、一般に武田氏の後期、天正年間に入ってからである。この点は、武田氏の軍役問題ともかわるので後述したい。ただ二・三の点を予め指摘しておく、(一)定納貫高は、高辻（上司）貫高から諸控除分を差し引いた貫高である。(二)勝俣鎮夫氏が推定されたように、

定納貫高は武田氏の軍役貫高であること、まさにその通りである。(三)定納貫高は、地頭(武田家臣団のうち、本年貢を収取するような武士)の年貢収納高との間に一定の關係があるということ、すなわち地頭が自己の所領から収取する現実の年貢と密接な關係にあるということである。

さて、ここではただ(三)について、若干言及しておく。池上裕子⁽¹⁵⁾氏は後北条氏の貫高制に言及し、定納高を領主の実際の収取高であるとしている。武田氏の場合も、現実との格差の問題は多少あるが、決して実際の収取高と遊離するものではなく、基本的には後北条氏の場合と同じ方向にあったとみてよい。次にこれを史料によって確かめよう。

拾八貫 勝善寺分本領 定納廿貳俵、此内雜こく四俵、居屋敷一間、あれ之五分一あり、

拾八貫 合津分 定納卅五俵、悉雜こく、屋敷十間、あれ之

十分一あり、

天正六年^{戊寅}七月十九日

勝善寺
順西(花押)

今非新左衛門尉殿

武藤三河守殿

勝善寺領の貫高は合わせて三六貫文となるが、これは前掲勝善寺文書の上司三六貫と一致する。それに対して定納高は合わせて五七俵である。これを貫高に換算(一貫文Ⅱ匁一石・一俵Ⅱ二斗入)すると、一一貫四〇〇文となり、前掲文書の定納合一貫四〇〇文と一致する。定納高が俵で表示されていること、しかもその内訳は雜穀を主としており、屋敷・あれ之(荒野か)までも算

戦国大名武田氏の貫高制と軍役(湯本)

入されている。このように具体的な内容を具備する定納高は、年貢を実際に収取することを前提にしていたからである。

さらに次の史料は、こうした理解を一層、明確にする。天正六年八月二十日付の尾崎孫十郎の(武田勝頼 知行注文⁽¹⁶⁾に、「(前略)都合五拾七貫百文定納 俵積而 匁貳百八拾五俵一斗貳升入 以上右殿重可⁽¹⁷⁾令所納者也」とあり、宛先が忠兵衛殿・惣左衛門殿となっている。ここには、明らかに定納貫高Ⅱ匁換算Ⅱ納所の關係が成立している。なおこれは、武田氏が尾崎氏の所領(五七貫一〇〇文・尾崎・白鳥郷に分散⁽¹⁸⁾)内の有力百姓忠兵衛・惣左衛門(おそらく小代官的立場であろう)の兩人に、匁二八五俵一斗余の年貢納入を申し付けたものである。

〔定所務〕

定納と類似した貫高用語に定所務がある。用例は多くないが、管見では、弘治二年五月十二日付の香坂筑前守宛武田晴信宛行状⁽¹⁹⁾が早い例であり、「八郎丸之郷百貫文之内、定所務六十五貫四百文之分出置候」とある。この外、永祿四年五月十日付の桃井六郎宛武田信玄宛行状⁽²⁰⁾や永祿十一年十一月二十三日付の純宗宛武田信玄寄進状⁽²¹⁾、同十一年三月二十一日付の荻原源八宛武田信玄宛行状⁽²²⁾等がある。

さて、所務は本来、所職に伴う職務、または、職務に伴う権利・義務であったが、荘園制のもとで所職が得分権を意味するようになること、得分権の対象である年貢を徴集する職権の行使を意味するようになる⁽²³⁾。要するに、戦国時代においては年貢の徴集権のことである。このように定所務は、その用例を見ても、またそ

の意味内容の推移から言っても、定納と同じ意味に理解される。

しかし、定納・定所務という言葉が併用されていた時期は永禄年間までである。管見ではそれ以降、定所務の使用された例は少なく、定納に一本化されてくる。安易な推定は慎むべきだが、これは後述するように、武田領国においては、永禄年間が検地に伴う軍役体制の第一次編成期に当たっていたということと無関係ではなからう。これに関連して宮川満氏も、武田領国では従来の貫高年貢が検地によって一そう整備され、永禄十一年前後から、しだいに新しい貫高制が形成確立されると言う。これらを勘案すると、永禄年間は、武田氏の権力編成が検地・貫高整備・軍役編成の三位一体として推進された時期であり、定所務→定納への用語一元化も、こうした歴史過程の中で実現されていたのではなからうか。

二

武田領国における貫高の構成は前節で述べたように、要約すれば、上司貫高（高辻・上務⁽²⁵⁾）と定納貫高（定所務）という二重構造をなしていた。そして貫高制としての基本が上司貫高であることを推測的に指摘しておいたので、ここでは、その点を検地とのかかわりで確定し、次いで、宛行状に用いられる貫高が何を表わしているのか明らかにしたい。

検地によって把握される貫高は何であらうか。

夜交之内分去

上司百貫文

八幡御寄進

三十貫文

本

耆貫文

山手

拾貳貫百八十三文

増分

耆貫仁百六拾文

当荒

五拾九文

已起

合四拾三貫百八十三文

野呂瀬十郎兵衛尉

秀次（花押）

（天正九年）
日八月廿八日

平林惣左衛門尉

宗忠（花押）

御検地之分

小代官⁽²⁶⁾

右の史料によれば、夜交郷で武田検地が実施され、その一部が八幡社へ寄進されたが、その際、検地による寄進分の貫高は、まず、上司貫高一〇〇貫文（八幡社領分）として把握されている。

末尾は、合四三貫一八三文となっているが、これは定納貫高である。定納貫高は本（成）三〇貫文、山手一貫文、増分（検地踏出）一二貫一八三文から構成されている。諸引分として当荒・已起分があるが、この外にも、五五貫四九八文を想定しないと、定納高と諸引を合計しても上司一〇〇貫文にならない。しかし、この五五貫四九八文という大きな額は、具体的に何を意味するのかわからない。以上のように、夜交郷の検地に基づいて、八幡社への寄進地は一〇〇貫文として高付けされたのである。これが武田氏によって把握された社領の上司高（高辻）であり、すなわち社領貫

高ということになる。次に、そこから諸々の引分を差し引いた残り四三貫一八三文が定納貫高として把握されたわけであるから、武田領国の貫高制の基本は、やはり上司（高辻）貫高にあったといえよう。

ところで、武田氏の知行宛行状等に記されている貫高は、一体、定納を指すのか、あるいは上司を指すのだろうか。というのは、武田氏の宛行状に記される貫高は、普通にはただ「何貫文」としか書かれていないからである。そのため、従来これが上司貫高を意味するのか定納貫高であるのか、明確にされないままに混然と貫高制が論じられてきたのである。勝俣鎮夫氏はこの点について、明確に区別し得ないケースが多いが、上司何貫文がその所領の貫高ではないかと推測し、大きな問題として後日の検討に委ねたいと言っている。⁽²⁸⁾

私も、この点については今述べたように、武田氏の貫高制の基本は上司貫高であり、それが所領貫高であるとも理解しているの
で、宛行状の場合も当然これが使用されたものと考えたい。それ故、結論的には勝俣鎮夫氏の推定を正しく思うが、ここで、他の史料によってそのことを具体的に確定しておきたい。史料は重複するが、前節で引用した永禄十一年十月二日付の島津文書によると、武田信玄は島津孫五郎に対して本領一六八貫を安堵し、新地として七〇七貫文を宛行っている。この文書だけではこの貫高が上司を指すのか定納を指すのか判然としない。しかし、天正六年七月二十七日付の前掲島津文書（島津泰忠知行注文）は、本領の貫高と新恩（永禄の場合、新地となっている）の貫高に上司が冠

戦国大名武田氏の貫高制と軍役（湯本）

せられており、その数値・所在は永禄の場合と全く一致している
ので、永禄十一年の所領安堵・宛行の際の貫高を指していることは明らかである。このように武田氏の宛行状（安堵状と同じ）に用いられる貫高は、特記されない限り上司貫高として理解されるべきで、決して定納貫高ではないのである。

さて、ここで重要な問題点として残るのが、上司貫高と定納貫高の間の多様な乖離性である。上司貫高からどのようにして定納貫高が決められたのか、つまり、そうした両者の格差は、具体的にいかなる条件・原則によって規定されたのか。そして、そのことが戦国大名とその家臣・農民にとっていかなる意義をもっていたのか。難かしい問題であり、私には、ここで言及する準備はないが、いずれ別稿で考えなければならない課題である。

三

武田氏の軍彼賦課の基準は、すでに指摘したように定納貫高に置かれていたのである。そこで次に、こうした関係が武田氏の領国制のいかなる時期に形成されたのか、また、それに伴う武田氏の軍役体系とはいかなるものであったのか検討してみたい。

武田氏の発給した軍役状から、その軍役内容を整理したのが次の表である。なお表の作製は、永原慶二氏「戦国の動乱」〔日本の歴史〕を参照し、一部補充・修正したものである。さて、この表によると、軍役状発給の時期は大別すると、永禄年間・天正四年・天正六年の三段階に分けられる。軍役状の記載方式も、直接文書にあたってみるに、まさにこの三段階に対応して変化して

武田氏家臣団 第11号

四〇

表 I 武田氏家臣団の軍役

年 月 日	氏 名	貫 高	軍役 総計	乗馬	長柄 (鎧)	弓	持鎧 (持道 具)	鉄砲	持小旗 (小旗 持)	甲持	差物持	手明	出 典
永禄5・10・10	大井左馬允	貫文	45人	騎	本	張	本	挺	本	人	人	人	武州文書
5・10・19	〃		45	5	31	5	2	1	1				〃
7・5・24	大井左馬允入道	(天正4年) 228・586	38	4	18	4	3	1	1	1	1	5	〃
元亀2・3・13	(武田)兵庫助	397・350	28	3	10	2	5	5	3				陽雲寺文書
天正4・2・7	小田切民部少輔		46	6	19	6	6	6	3				浄行寺文書
4・3・27	大日方 佐渡守		9		4	1	2	1	1				大日方文書
4・5・19	市河助一郎		13	1	6	1	2	2	1				甲斐市川文書
4・5・25	大滝宮内左衛門		6	1	1		2	1	1				別本 歴代古案17
6・8・23	嶋津左京亮	定(天正5年) 納 120・400	21?	1?	4	?	?	1	1				嶋津文書
〃	勝善寺	定(〃) 納 11・400	1		1								勝善寺文書
〃	玉井源右衛門尉	定(〃) 納 21・000	2?	1?	1								玉井文書
〃	原伝兵衛	定(〃) 納 49・700	5?	1?	1		1	1	1				新編 会津風土記

※ 永禄・元亀の貫高は別の史料によって補ったもので、これは「所領貫高」であり、天正6年の場合は「定納貫高」である。

いるのである。しかしこれを、軍役体制の編成という視点から位置づけてみれば、永禄と天正の二期に大別して把握した方がよいと思う。以下、こうした推移を具体的に把握するため、各段階を逐一検討していきたい。

(一) 永禄期軍役体制の編成

(武田信玄)

朱印

定 四十五人此内四十人具足、
右之内

一持道具 貳本

一弓 五張

一鉄放 壹挺

一持小旗 壹本

一乗馬 五騎

一長柄 三十一本

此内五本就于在府赦免

以上

右如此召連、可被勤軍役候者也、

(永禄五年)
壬戌

十月十九日

大井左馬允殿⁽³⁰⁾

永禄年間の軍役状は、いずれもこれと同形式である。見られる如く、記載方式は先ず冒頭に軍役人数を掲げ、次にその内容を一つ書きにするという簡単なものである。ここでは、ただ軍役人数

戦国大名武田氏の貫高制と軍役(湯本)

とその内容を規定しているだけである。しかし管見では、武田領における軍役状の初見は永禄年間であり、そこに、永禄期軍役状の重みがある。また、注目すべきもう一点は、この軍役状には、軍役の基準としての軍役高の記載が見られないことである。

では、軍役状の永禄初見という点は、史料残存の偶然性によるものであろうか。私はそうは思わない。なぜなら、永禄年間こそ、以下に述べる如く、武田氏の軍役体制が整備・強化された第一時期と考えられ、軍役状の新規発給もそうした過程から生み出されたものと考えられるからである。しかし、こうした推定を直截に裏づけるものはないので、以下に述べる如く、当該時期の對外情勢や、検地による軍役衆の創出とか農民闘争の問題など、一連の歴史事象を統一的に把握することによって察知する以外になんとも思う。

まず對外情勢であるが、永禄五年前後の武田氏は、信濃の征圧をめぐり、残された北信濃で上杉氏と鋭く対立し、緊迫した状況下にあった。永禄四年の川中島の戦いは、その象徴的な激突である。まさに武田氏にとって、兵力の増強・確保は緊急課題であったわけである。永禄五年の軍役状は、まず、こうした軍事的課題を担って発令されたものと考えられる。松平乗道氏の言うように、「軍役」という言葉が史料の上に初めて明瞭に現われてくるのも永禄二年であるということは、この間の事情を示すものである。このように見ると、武田氏は永禄初期の軍事的緊張を直接的契機として、領国の軍役体制を統一的に編成していったものと

考えられるし、軍役状の発給はその一環であり、集約的表現であったと考えられる。

さて軍役体制の整備・増強を実現するには、必然的に検地による所領貫高の掌握と新たな軍役負担者を創出しなければならぬが、それが永禄六年の甲斐恵林寺領の検地に典型的に現われている。藤木久志氏等の研究⁽³²⁾によるとこの検地の意義は、恵林寺の収納高を増加・確定する以外に、より重要な点は、第一に、検地増分の免除（給恩）により、恵林寺領内の有力農民の多くを軍役衆に編成する。第二に、農民を軍役衆と惣百姓に身分編成することにより、農村を分断支配しようとするものであった。そこでその前提には当然ながら、高まる農民闘争の存在が予想される。事実武田領内では、永禄年間には百姓の託言・逃亡や被官の欠落等、農民の抵抗が激しくなる一つの画期であった⁽³³⁾。

以上述べたように、武田領においては、永禄初期は、対外的には領域支配の拡大をめぐって、軍役増強を緊急課題とする時期であり、また、内部的には農民闘争の激しくなる時期であった。こうした歴史的条件に規定されて、軍役体制の編成・強化が推進されていったものとみられる。水禄五年の軍役状は、まさしくこうした過程に位置づけられるものではなからうか。

次に軍役と貫高の關係に移りたい。永禄の軍役状には貫高が記載されていない。その上、宛行状等も残されていないので、当人の所領貫高は不明であり、両者の対比はできない。そこで、軍役状に記載されている軍役人数は、一体、何によって決定されたのだろうか。換言すれば、後述する天正六年段階のように、すでに

定納貫高に基づいて決定されていたのか、あるいは、他の規準に基づいて決定されたのだろうか。いづれにしろ、所領の規模が基礎となるであろうから、賦課の基準は、やはり貫高となろう。永禄十二年十月十二日付の市川新六郎宛武田信玄軍令定書に、⁽³⁴⁾「定納二万石所務之輩、乗馬之外、引馬貳匹必用意之事」とあり、定納高（一〇〇疋一貫文）が一応基準とされているが、大まかな感は免れない。こうしてみると、軍役人数と定納貫高の關係は、後述する天正期のように、整然としたものであったかどうか疑問である。永禄年間を新たな貫高制への移行期と考えれば、この段階では、むしろ大まかな基準設定であったと考えた方がよいと思うが、具体的にはわからない。

(二) 天正期軍役体制の再編・強化

定

一 乗馬	付、甲・立物・具足・面頬・手蓋・輕櫛 指物四方賦、しない賦、馬介可為如法	自分
一 小旗		一本
一 鉄炮	付、上手可為歩兵之放手、 玉粟一挺二・三百放宛可支度	一挺
一 持鑓	付、実共二間之中 朱してあるへし	二本
一 長柄	付、実五寸、並木柄賦、打柄賦、朱 してあるへし、歩兵衆指物あるへし	一本

以上、但小旗共

右如此調武具、人数召連、可被勤軍役、領中建地其外有被申掠冒者、重而御検使被相改、可被加御下知、然而歩兵衆、何茂申・立物・手蓋・咽輪可着之旨、被仰出者也、仍如件、

天正四年丙子

五月廿五日

大滝宮内左衛門殿⁽³⁶⁾

右と永祿の軍役状とでは、記載内容の上に異なる点が二つある。第一は、武具の一つ書きの下と末尾の文言に、武具・裝備に関する詳細な規定が付記されていること、第二は、末尾の文言に、「領中において荒地その外申し掠める者があれば、重ねて御検使を以て改め、下知を加える」と敕命している点である。第一点は、軍役の質的強化についての規定である。第二点は、検地に際して荒地その外、隠して申告した場合、検使を遣わして再検した上、下知すると言っているように、これは検地によって家臣の貫高を大きく打ち出し、それを重恩として宛行い、軍役の増加をはかろうとするものである。事実、村上直氏の研究によると、天正期は武田氏の検地が強力に推進され、軍役増徴策が強行されている。このように永祿の軍役状に比較すると、天正期の場合は軍役を質・量の両面から増強しようとする、強い意図が如実に現われている。この直接的な契機は、やはり天正三年の長篠合戦の大敗であろう。武田勝頼にとって、莫大な兵力の損耗とその補給のため、軍役体制の再編・強化は必須の課題であった。軍役状の新たな記載内容は、こうした過程を直截に示すものと思われる。

(天正五年)

丁丑定納合式拾壹貫文

一乗馬

甲・立物・具足・面頬・手盞・喉輪
腰櫛・立物四方敷・しないか

一長柄

実共ニ三間、木柄敷
実五寸朱してあるへく候、

壹本

戦国大名武田氏の貫高制と軍役(湯本)

以上

右、如此有道具帶來、可被動軍役、重而被逐御糺明、以御印判可被定之旨、被仰出者也、

天正六年戊辰

八月廿三日

今井新左衛門尉^{朱印}

武藤三河守^{朱印}

玉井源右衛門尉⁽³⁸⁾

右の軍役状で注目されることは、冒頭に定納貫高が記載されている点である。文面から見ると、おそらく前年検地(申告)がおこなわれて、所領貫高(上司)が決定し、そこから一定の諸引分が差し引かれ、二一貫文が定納高として確定されたのである。この定納二一貫文こそ、勝俣鎮夫氏が推定された如く、武田氏の賦課する軍役高であろう。その確証は、九月二十三日付(天正六年)の尾崎孫十郎宛武田勝頼安堵状案に「(上略)依知行分定納之員、數可被定軍役(下略)」とあるから、氏の推定には疑問の余地がない。こうして天正四年前後から推進されてきた、武田氏の第二次軍役体制の再編・強化は、天正六年前後に、定納貫高に基づく軍役賦課方式として整然と定立化され、一応達成されたといっている。まさに天正六年の軍役状は、戦国大名としての武田権力がその構造的矛盾(兵農未分離)を内包したままに、最終的に到達し得た、高度な軍役体系の象徴として位置づけられるものはなからうか。

それでは、定納貫高に対する軍役の負担率はどのように定めら

れていたのか。松平乗道氏は、甲斐よりも信濃の方が軍役量が重いという傾向を指摘し、それが征服地のためであるとしている。しかし、それが定納貫高を基準としない、混然とした貫高による比較算定だとしたら、さして意味はなからう。

むしろこの表で注目すべき点は、残存する軍役状から見る限り、軍役人数と定納貫高の関係は一率でなく、定納貫高の大きさによってその率に変化していることである。

最高の島津氏は約六貫につき一人の割合であり、負担率が最も大きい。以下順を追って低くなり、最低の勝善寺の場合は一一貫四〇〇文につき一人となり、負担率が最も低く、島津氏との格差は非常に大きい。さらに、定納貫高一〇〇文を境として負担率の格差が大きくなることも注目される点である。このように、武田氏の軍役賦課は一定率でなく、上重下軽の特徴をもっている。さて、島津氏以外の諸氏は定納貫高が一〇

表Ⅱ 百姓・被官の欠落・徘徊

年次	概略	出典
弘治2・6・28	武田晴信、大須賀久兵衛尉に欠落した被官人の召返を命ず	大須賀文書(『信濃史料』所収)
永禄5・2	武田信玄、大井左馬充入道に、軍役退屈につき陣中より欠落し徘徊する被官人の成敗を命ず	武州文書 (〃)
5・3・24	武田信玄、大須賀久兵衛尉に、他所徘徊する被官人の召返を命ず	大須賀文書 (〃)
6・8・15	武田信玄、島津尾張守に、長沼の地下人等の召返を命ず	島津文書 (〃)
7・2・24	武田信玄、飯島為方に、上州に徘徊する知行の百姓の召返を命ず	飯島文書 (〃)
元亀3・7・晦日	武田信玄、瀬津松鶴等に、分国追放百姓の徘徊するを召捕えるよう命ず	小泉文書 (〃)
4・10・5	武田勝頼、奈良井治部少輔に、木曾谷中の欠落男女の召返を命ず	木曾考 (〃)
天正2・9・7	武田勝頼、平沢藤左衛門尉に、富田郷の欠落百姓の夫田を給与し夫役を勤めさす	平沢文書 (〃)
2・11・3	武田勝頼、出浦主水佐に、軍役退屈につき欠落し徘徊する被官の召返を命ず	出浦文書 (〃)
4・11・11	武田勝頼、神尾惣太夫に、軍役退屈につき他所徘徊する被官の召還を命ず	神尾文書 (〃)
8・壬3・10	武田勝頼、飯縄社千日太夫に、同社領の還住百姓の普請役免除を命ず	仁科文書 (〃)
9・3・21	武田勝頼、保科正直に、天正6年の検地増分迷惑につき逐電した片蔵郷の百姓の増分を赦免し田畠荒蕪なきようその還住を命ず	御判物古書写(〃)
10・8・5	上杉景勝、小幡山城守等に、召し使う被官のうち他へ契約する者があっても、それを召還さす	小幡文書 (〃)
10・8・8	上杉景勝、葛山衆に、前々よりの百姓・被官で他へ契約する者があっても、急度召帰し、百姓役を勤めしむ	歴代古案四 (〃)

※ ① 史料のあり方から、結果的には信濃関係のものに偏つた。
② 天正10年以降は減小する。

○貫以下で、いずれも小さい。兵農分離の用途をおよそ一〇〇貫以上と考えれば、これらの諸氏はいずれも兵農未分離の小領主層に属することになる。それ故、武田氏のこうした賦課方式は、権力編成における小領主層に対する一定の妥協・懐柔策として理解できよう。では、そのように妥協すべき理由は何だろうか。当時、小領主層は加地子収取以外に、後進地では譜代の下人労働・名子的被官の夫役労働等による直接経営に基礎をおいていた。しかも村田修三氏の研究によると、先進地・後進地にかかわらず、小領主層は周辺的一般百姓をも広汎に被官化しつつあった。こうした下人・被官・被官化一般百姓こそ小領主層の軍役負担の基礎となっていた。したがって武田氏による軍事動員の頻発化は、小領主層に対して軍役増強をもたらし、詰るところ、それは被官・被官化一般百姓の小経営を破壊するので、彼らの軍役忌避を誘発することになる。その結果、被官夫役に頼る小領主層自身の直接経営にも支障をきたし、戦国大名は自らの権力基盤（小領主層）を否定することになる。⁽⁴⁴⁾

事実、表Ⅱに見られる如く、武田領においても天正期に入ると、「軍役退屈」による被官人の欠落、百姓の欠落・徘徊、検地増分に対する百姓の逐電等、多様な形で農民の抵抗が激化してくる。こうして武田権力は、天正期の軍事的緊迫化により、軍役体系の再編・強化を必須の課題としながらも、一方、それに伴う農民闘争の激化に直面していたのである。しかし、こうした矛盾を根本的に解決（兵農分離）し得ないままに、それに対する一定の譲歩・妥協の形で推進されたのが、天正期軍役体制の再編・強化で

あったと思われる。小領主層に対する一定の妥協性（軍役負担率の軽減化）こそ、矛盾に満ちた武田氏軍役体制の姿を如実に示すものではなからうか。

以上のように、武田氏の天正期軍役体制の再編・強化は、定納貫高を基準とする整備された体系性をもつ反面、後進的権力基盤の矛盾をそのまま内包するという脆弱性をもっていた。かかる矛盾・脆弱性は、天正十年の織田勢の侵入に直面して一挙に増巾され、同年二月二十付の上杉景勝宛武田勝頼書状に、「於下伊那表、地下人等少々、与賊徒蜂起候之間」⁽⁴⁵⁾とあるように、地下人の反抗に直面する。武田権力のものい崩壊は、こうした内部の自壊作用によって促進されたものと考えられる。

む す び

以上述べたことを要約して、むすびにかえたい。

武田氏の貫高制は、上司貫高（高辻）と定納貫高の二重構造となっているが、検地によって基本貫高として最初に把握されるのは上司貫高であった。この上司貫高はそのまま所領の貫高表示にも転用されるもので、換言すれば、「所領貫高」として宛行状に記載されることになる。所領宛行状に見られる貫高とは、実はこの上司貫高のことである。定納貫高は、上司貫高から諸引分を差し引いた残高であるが、領主層の現実の年貢収納高と密接なかわりをもつ関係から、それは軍役基準としそのまま軍役高に代位されるべき性質を、当初から内在させていたのである。

さて、武田氏軍役体制の編成・強化は永禄期前半に、対外的軍

事情勢（主に対上杉）と領内農民闘争に対応すべき農村支配の關係から、検地に基つき新たな軍役衆を創出したり、寄親寄子を制度的に整備しつづ展開されるが、定納貫高を大まかな基準とする軍役賦課方式は、この段階で定立されたのではないかと考えられる。戦国大名としての武田氏軍役体制の整備・確立は、まさにこの永祿期であらうし、軍役状の新規発給もそうした過程の象徴と思われる。

天正期に入り、領主間対立（主に対織田）の激化により軍事的危機が深まると、武田氏は一段と軍役の引き締め・補強に駆られ、軍役体系の再編・強化を迫られた。「検地による増分の掌握」↓「定納貫高の加増」↓「軍役の加増」という施策は、こうした課題への基本的対応策であった。天正六年発給の軍役状は、冒頭に検地に基つき定納貫高を明示し、それに基づいて軍役人数を指定するという、きわめて整然とした形式・内容を具備したものである。しかし、そこで注目される点は、家臣団の軍役負担率は一率でなく、小領主層の場合、それが低率化されていることである。戦国大名の権力基盤としての在地小領主層は、永祿期以降激化する農民闘争（軍役強化と裏腹の關係）により、存立基盤を脅かされるようになるが、その延長線は武田権力の内部的危機、しいては崩壊への道となる。かかる矛盾に直面した武田勝頼は、小領主層に対して一定の譲歩、妥協を余儀なくされるが、これが軍役負担の低率化をもたらした大きな原因と考えられる。

こうした点にこそ、後進的権力基盤（兵農未分離の小領主層）に立脚した、武田氏軍役体系を特質づける一つの側面があると思

われる。しかしその反面、天正期の軍役体系は武田氏が戦国大名として、後進的権力構造の矛盾を内包したままに遂行し得る可能性の限界であり、一定の到達点を示すものといえるのではなからうか。なぜなら、かかる矛盾を抜本的に解決するには、武田氏もはや戦国大名として存続するのではなく、強大な統一政権の成立による兵農分離（小領主層の自己否定）・石高制の社会を創出し、究極的には幕藩体制下の近世大名へと自己変革しなければならないであらうからである。

かかる矛盾に満ちた武田氏の軍役構造こそ、前代の守護大名・次代の近世大名とも異なる、まさに戦国大名の権力構造を特質づけるものと考えたい。

註

(1)

中村吉治「戦国大名論」(『岩波講座日本歴史』8中世4所収) 永原慶二「貫高制の前提」(『神奈川県史大より』)・同「大名領国制下の農民支配原則」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』所収)、また、本文成稿してから同氏の「大名領国制の構造」(『岩波講座日本歴史』8中世4所収)が発表されたが、その成果に直接学ぶことができなかった。拙稿は貫高制の成立について言及していないが、しかし氏の今度の論文に見られる貫高制の成立史論は、従来の学説の中で最も説得力があると思われ、私もその所説にしたがいたい。

宮川満「戦国大名の領国制」(清水盛光『封建国家の権力構造』所収)・村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」(『日本史研究』七三号)・同「戦国大名の知行制」(『歴史評論』二九三号)・藤木久志「貫高制と戦国的権力編

成」(『日本史研究』九三号)

- (2) 高島緑雄「東国における戦国期寺領の研究」(『歴史評論』一〇〇号)・佐脇榮智「後北条氏の税制改革」(『日本歴史』一六三号)・村上直「戦国期における検地増分について」(『信濃』一五一号)

- (3) 有光友学「戦国大名今川氏の歴史的 성격」(『日本史研究』一三八号)・勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一考察」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』所収、また本文成稿してから、同氏の「戦国法」(『講座 日本歴史』8 中世4 所収)が発表され、兵農分離の問題について、新たな見解を提起されている。

- (4) 同氏前掲論文

- (5) 大滝文書(『信濃史料』第十四巻)

- (6) 所領賃高とか知行賃高とか、よび方はいろいろあるが、本稿では、便宜、所領賃高に統一して用いることにする。

- (7) 工藤文書(『信濃史料』第十四巻)

- (8) 勝善寺文書(『信濃史料』第十四巻)

- (9) 嶋津文書(『信濃史料』第十四巻)

- (10) 如法院文書(『信濃史料』第十三巻一八四頁)をはじめ、多くの文書から確認されるが、早くは長享二年の「下諏訪秋宮造宮帳」に、初三八俵の代七貫七三〇文となっている。武田氏の一貫二初五俵二初一石の制度は、こうした前代の在地慣行を踏襲したものと考えられる。しかし、武田支配下では甲州枡が一般に使用されたことも注意されなければならない。

- (11) 嶋津文書(『信濃史料』第十三巻)

- (12) 歴代古案

戦国大名武田氏の賃高制と軍役(湯本)

- (13) 中島文書(『信濃史料』第十五巻)

- (14) 二つの史料集に散見する定納賃高については、天文二十一年から元亀元年の間に数点存在するが、すべて寺社領の寄進に関係したものである。天正五年七月九日の山家左馬充宛武田勝頼安堵状案(『武家事紀』三十三)に、はじめて「桐原郷定納千貫文之所出置候」と見えるが、軍役状としては天正六年から現われる。

- (15) 「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』所収)

- (16) 勝善寺文書(『信濃史料』第十四巻)

- (17) 歴代古案六(『信濃史料』第十四巻)、信濃史料の編者は、この文書の発給者を上杉景勝としているが、同年の他の関連文書との関係およびこの文書の記載方式・内容等から見ると、武田勝頼のものと考えられる。

- (18) 永原慶二氏は前掲論文(一四六頁)において、後北条領の村落支配には名主・小代官が末端機構として置かれていたことを指摘し、武田領においてはその辺りか、今後検討すべきことがらであると述べている。この点、武田領においても註(26)文書のように、「小代官」が見られる。この小代官は、文禄三年十一月廿日付の交夜昌国知行差出し案(『信濃史料』第三十八巻)の中に「郷代免」とあるのを見れば、郷代(村役人的な性格)へ連なるものであらう。そこには後北条領の村落支配との類似性が見られるのである。

- (19) 高野文書(『信濃史料』第十二巻)

- (20) 統錦雜誌(『信濃史料』第十二巻)

- (21) 新甲州古文書第一巻二二二号

- (22) 新甲州古文書第三巻二二三二四号

(23) 高柳光寿 編『日本史辞典』
竹内理三

(24) 前掲註(1) 論文

(25) 以下、武田氏領の特徴的な貫高表示と見られる上司をも
って代表させ、統一的に使用することにする。

(26) 世間瀬文書(『信濃史料』第十五卷)

(27) 本節末尾の課題と関連する問題である。

(28) 前掲論文

(29) 元龜二年三月十三日 武田兵庫助宛 武田信玄軍役状(『信
濃史料』第十三卷)と、天正四年五月十九日市河一郎宛
武田勝頼軍役状(『新編甲州古文書』第三卷)を補充し、
また、貫高を定納貫高と貫高(所領貫高)に区別して作
製した。

(30) 武州文書(『信濃史料』第十二卷)

(31) 「武田氏と信濃の武士」(『甲斐史学』特集号)

(32) 前掲註(1) 論文

(33) 註(44)表II参照、なお藤木久志氏は前掲論文の中で、
永祿期諏訪社領(信濃各地に散在)における惣百姓の、
神事の一部または全面的な拒否の動向として二六例をあ
げている。

(34) 市河文書(『信濃史料』第十三卷)

(35) 宮川満前掲註(1) 論文

(36) 別本歴代古案十七(『信濃史料』第十四卷)

(37) 前掲註(2) 論文

(38) 玉井文書(『信濃史料』第十四卷)

(39) 前掲註(4) 論文

(40) 歴代古案六(『信濃史料』第十四卷)

(41) 前掲註(31) 論文

(42) 池上裕子前掲註(15) 論文

(43) 「兵農分離の歴史的前提」(『日本史研究』一一八号)、史
料の掲載は略するが、信濃においてもこうした傾向が著
しい。

(44) 管見ではあるが、大体網羅したつもりである。

(45) 上杉家文書(『信濃史料』第十五卷)・地下人少々・賊徒に
与すといっているが、前後の動向から察するに、これは
勝頼の末期的な虚勢であり、実態は切迫していたのであ
る。

(46) 藤木久志前掲論文・上野晴朗『甲斐武田氏』等によつて
も、寄親―寄子制は以前から存在する。永祿期に制度的
に一段と拡充・整備されたことは確かである。

(47) 武田氏の所領貫高(知行貫高)・軍役貫高(定納高)の
制度は、貫高制と石高制という基本的な違いがあるとは
いえ、二重構造の形式をとる点、後の豊臣政権の知行石
高・軍役石高の制度三(鬼清一郎「豊臣政権の知行体系」
『日本史研究』一一八号)へ類似・連続する側面ではな
からうか。